

## 第2章 地震・津波災害応急対策活動

### 第1節 地震情報や津波予報等の伝達、津波への対処

第1項	地震及び津波に関する情報の発表及び伝達	<input type="checkbox"/> 総括班
第2項	津波予報等の伝達系統	<input type="checkbox"/> 総括班
第3項	津波に対する措置	<input type="checkbox"/> 総括班

#### 【基本方針】

地震や津波が発生した場合、地震情報や津波予報、津波情報（震度、震源、マグニチュード、余震の状況、津波の到達予想範囲や規模並びに到達予想時間等）の早期把握は、防災関係機関が効果的に応急対策を実施する上で不可欠である。このため、地震情報や津波予報等の情報把握及び伝達を迅速・確実に実施する。

#### 第1項 地震及び津波に関する情報の発表及び伝達

##### 1. 地震及び津波に関する情報の内容

地震及び津波に関する情報とは、九州・山口県内の有感地震、津波が予想される地震、局地的に群発する地震（火山性地震含む）並びに南海トラフの巨大地震（東海・東南海・南海地震）などの大地震が発生したときに福岡管区気象台から発表されるもので、その種類は次のとおりである。

(1) 地震・津波に関する情報の内容

《地震・津波に関する情報の内容》		
情報の種別	情報の内容	備考
震度速報	○震度3以上 ○地震発生時刻	九州・山口県内35地域にて、大きな地震が発生したときに防災のための立ち上がり情報として発表。 地震発生後約1分30秒で地震の揺れの発現事項を速報として発表。 テレビ、ラジオ等でも速報。
震源に関する情報	○震度3以上 ○地震発生時刻 ○地震発生場所(震源) ○規模(マグニチュード) ※津波警報・注意報を発表した場合は発表しない	地震発生から2～5分程度で発表される。 「津波の心配なし」、「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配なし」等の情報が付加される。 大きな揺れ(震度3以上)があるが、津波による被害の心配はないときに、防災機関の防災対応(即時対応)に資するための情報として発表。
震源・震度に関する情報	○震度3以上の地域名と市町村名 ○地震発生場所(震源) ○規模(マグニチュード)  ※以下のいずれかを満たした場合に発表される ○震度3以上 ○津波警報または津波注意報 ○若干の海面変動が予想される場合 ○緊急地震速報(警報)を発表した場合	地震発生から5～10分程度で発表。  震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合には、その地点名を発表。
各地の震度に関する情報	○地震発生時刻 ○震度1以上を観測した地点 ○地震発生場所(震源) ○規模(マグニチュード)	震度5弱以上と考えられる地域で震度を入手していない地点がある場合には、その地点名を発表。
遠地地震に関する情報	○国外での地震規模(マグニチュード)がM7.0以上の地震 ○都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で、規模の大きな地震を観測した場合	地震発生時刻、発生場所(震源)及びその規模(マグニチュード)を、概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関し、記述して発表。
その他の情報	○顕著な地震の震源要素を更新した場合 ○地震が多発した場合	顕著な地震の震源要素更新のお知らせについて発表。 地震が多発した場合の震度1以上を観測した回数情報等を発表。
推計震度分布図	○震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方毎に推計した震度(震度4以上)を分布図として発表。

(2) 津波警報・注意報等に関する情報

津波による災害の発生が予想される場合には、気象庁から地震が発生してから約3分（一部の地震については最速2分以内）を目標に、次のような津波に関する情報が発表される。

警報・注意報の分類	津波の高さの予想区分	沿岸で観測された津波の高さの発表内容		発表する津波の高さ	
		第1波	最大波	数値表現	定性的表現
大津波警報	10m < 予想高さ	・ 到達時刻 ・ 押し引き	観測値 > 1m (基準に満たない場合には「観測中」で発表)	10m超	巨大
	5m < 予想高さ ≤ 10m			10m	
	3m < 予想高さ ≤ 5m			5m	
津波警報	1m < 予想高さ ≤ 3m	・ 到達時刻 ・ 押し引き	観測値 > 0.2m (基準に満たない場合には「観測中」で発表)	3m	高い
津波注意報	0.2m < 予想高さ ≤ 1m			すべて数値で発表 (ごく小さい場合は「微弱」)	1m

※気象庁ホームページ「津波警報の改善について」

発表中の警報・注意報	沿岸の推定値を数値で発表する基準	沖合の観測値及び沿岸の推定値の表現	
		沿岸の推定値が基準に達した場合	沿岸の推定値が基準に満たない場合
大津波警報	3m < 沿岸の推定値	沖合の観測値、沿岸の推定値とも数値で発表	沖合の観測値は「観測中」、沿岸の推定値は「推定中」で発表
津波警報	1m < 沿岸の推定値		
津波注意報	すべて数値で発表	沖合の観測値、沿岸の推定値とも数値で発表	

種類	内容
津波到達予想時刻。予想される津波の高さに関する情報	各津波予想区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さが発表される。
各地の満潮時刻・津波の到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻が発表される。
津波観測に関する情報	実際に津波を観測した場合に、その時刻や高さが発表される。

【第VI編 地震・津波災害応急対策計画】

第2章 第1節 地震情報や津波予報等の伝達、津波への対処

《津波予想の種類》

発表される場合	内 容
(1) 津波が予想されないとき	「津波の心配なし」の旨を地震情報に含めて発表
(2) 0.2 m未満の海面変動が予想されるとき	「高いところでも0.2 m未満の海面変動のため、被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない」旨を発表
(3) 津波注意報解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

(3) 気象庁の震度階級解説表

《人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況》			
震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気づく人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れ、固定していない家具が移動することがある、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据つけが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

《木造建物（住宅）の状況》

震度階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れまたは亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

- (注1) 木造建物（住宅）の耐震性により2つに区分けした。  
耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、工法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。
- (注2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。
- (注3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

《鉄筋コンクリート造建物の状況》

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6 弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6 強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが増える。

- (注1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。
- (注2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

《地盤・斜面等の状況》

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5 弱	亀裂※1 や液状化※2 が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5 強		
6 弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6 強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※3。
7		

- (※1) 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。
- (※2) 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。
- (※3) 大規模な地すべりや山体の崩壊等が溪岸部にて発生した場合、地形状況や流水状況によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

《ライフライン・インフラ等への影響》

ライフライン障害	状 況
ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では、震度5弱程度以上の揺れで自動遮断装置が作動し、ガス供給を停止する。さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある※1。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水や停電が発生することがある※1。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで安全確認のため、運転見合わせ、速度規制や通行規制が各事業者の判断により行われる（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる）。
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺地域においては、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せ等が増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により通信制限やその代替となる災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などのサービス提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

（※1）震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域でガス、水道、電気の供給が停止することがある。

《大規模構造物への影響》

種 別	状 況
長周期地震動（注1）による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いこと、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設 の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

（注1）規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。



## 2. 地震情報や津波予報等の発表・伝達

### (1) 県からの情報伝達

福岡管区気象台が発表する前記の地震及び津波に関する情報が下記に該当する場合、県防災行政無線により直ちに市及び消防本部へ伝達されることになっている。

- 1) 地震に関する情報については、県内において震度4以上の地震が観測された場合
- 2) 津波に関する情報については、本県に係る場合
- 3) その他状況に応じ必要と認める場合

### (2) 津波情報の情報文例

<b>《津波警報・注意報》</b>
<p><b>大津波警報・津波警報・津波注意報</b> 平成23年 3月11日14時49分 気象庁発表</p> <p>***** 見出し ***** <b>東日本大震災クラスの津波が来襲します。</b> <b>ただちに避難してください。</b> <b>大津波警報・津波警報を発表しました。</b> 東北地方太平洋沿岸、北海道太平洋沿岸中部、茨城県、 千葉県九十九里・外房、伊豆諸島</p> <p>***** 本文 ***** <b>\$印は優先度の高い重要な情報を示す記号です。</b> <b>大津波警報を発表した沿岸は次のとおりです。</b> &lt;大津波警報&gt; <b>\$*岩手県、\$宮城県、\$福島県</b></p> <p><b>津波警報を発表した沿岸は次のとおりです。</b> &lt;津波警報&gt; 北海道太平洋沿岸中部、青森県太平洋沿岸、茨城県、 千葉県九十九里・外房、伊豆諸島</p> <p>津波注意報を発表した沿岸は次のとおりです。 &lt;津波注意報&gt; 北海道太平洋沿岸東部、北海道太平洋沿岸西部、青森県日本海沿岸、 千葉県内房、小笠原諸島、相模湾・三浦半島、静岡県、愛知県外海、 三重県南部、和歌山県、徳島県、高知県、宮崎県、種子島・屋久島地方、 奄美諸島・トカラ列島</p>
<p>以下の沿岸（上記の*印で示した沿岸）では<b>ただ</b>ちに津波が来襲すると予想されます。 岩手県</p> <p>***** 解説 ***** &lt;大津波警報&gt; <b>大きな津波が襲い大きな被害が発生します。</b> <b>沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。</b> <b>津波は繰り返し襲ってきます。警報が解除されるまで安全な場所から離れないでください。</b> &lt;津波警報&gt; <b>津波による被害が発生します。</b> <b>沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。</b> <b>津波は繰り返し襲ってきます。警報が解除されるまで安全な場所から離れないでください。</b> &lt;津波注意報&gt; <b>海の中や海岸付近は危険です。</b> <b>海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れてください。</b> <b>潮の流れが速い状態が続きますので、注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近づいたりしないようにしてください。</b></p> <p>***** 震源要素の速報 ***** [震源、規模] きょう11日14時46分頃地震がありました。 震源地は、三陸沖（北緯38.0度、東経142.9度、牡鹿半島の東南東130km付近）で、震源の深さは約10km、地震の規模（マグニチュード）は<b>8を超える巨大地震</b>と推定されます。</p>

《津波情報（到達予想時刻と予想される津波の高さ）》

津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報  
平成23年 3月11日14時49分 気象庁発表

[津波到達予想時刻・予想される津波の高さ]

**\$印は優先度の高い重要な情報を示す記号です。**

津波到達予想時刻および予想される津波の高さは次のとおりです。

予報区名 **第1波の到達予想時刻** **予想される津波の最大波の高さ**

<大津波**警報**>

<b>\$</b> 岩手県	津波到達中と推測	<b>巨大</b>
<b>\$</b> 宮城県	11日15時00分	<b>巨大</b>
<b>\$</b> 福島県	11日15時10分	<b>巨大</b>

<津波**警報**>

北海道太平洋沿岸中部	11日15時30分	<b>高い</b>
青森県太平洋沿岸	11日15時30分	<b>高い</b>
茨城県	11日15時30分	<b>高い</b>
千葉県九十九里・外房	11日15時20分	<b>高い</b>
伊豆諸島	11日15時20分	<b>高い</b>

<津波**注意報**>

北海道太平洋沿岸東部	11日15時30分	
------------	-----------	--

**警報が発表された沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。**

**到達予想時刻は、予報区の中なかで最も早く津波が到達する時刻です。場所によっては、この時刻よりもかなり遅れて津波が襲ってくる場合があります。**

**到達予想時刻から津波が最も高くなるまでに数時間以上かかることがありますので、観測された津波の高さにかかわらず、警報が解除されるまで安全な場所から離れないでください。**

これ以外の沿岸でも、若干の海面変動があるかもしれませんが、被害の心配はありません

詳しくは津波予報（若干の海面変動）を参照ください

[震源、規模]

きょう11日14時46分頃地震がありました。

震源地は、三陸沖（北緯38.0度、東経142.9度、牡鹿半島の東南東130km付近）で、震源の深さは約10km、地震の規模（マグニチュード）は**8を超える巨大地震**と推定されます。

《津波情報（津波観測に関する情報）》

津波情報（津波観測に関する情報）  
平成23年 3月11日15時01分 気象庁発表

[各地の検潮所で観測した津波の観測値]  
11日15時00分現在の、津波の観測値をお知らせします。  
\$印は優先度の高い重要な情報を示す記号です。  
#印は新たに発表、あるいは情報を更新した箇所です。  
+印は現在潮位が上昇中であることを表します。

むつ市関根浜	第1波到達時刻	# 11日14時48分	押し
	これまでの最大波	#観測中	
宮古	第1波到達時刻	# 11日14時48分	
	これまでの最大波	#観測中	
大船渡	第1波到達時刻	11日14時46分	引き
	これまでの最大波	観測中	
釜石	第1波到達時刻	# 11日14時46分	押し
	これまでの最大波	\$ # 11日14時56分	3.2m+
石巻市鮎川	第1波到達時刻	11日14時46分	押し
	これまでの最大波	観測中	

津波による潮位変化が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがあります。  
場所によっては、検潮所で観測した津波の高さより更に大きな津波が到達しているおそれがあります。  
今後、津波の高さは更に高くなることも考えられます。

《津波情報（沖合の津波観測に関する情報）（新設された情報）》

津波情報（沖合の津波観測に関する情報）  
平成23年 3月11日15時14分 気象庁発表

高い津波を沖合で観測しました。  
青森八戸沖、岩手釜石沖、岩手宮古沖、岩手沖90km

[沖合で観測した津波の観測値]  
11日15時10分現在、沖合の観測値は次のとおりです。  
#印は新たに発表、あるいは情報を更新した箇所です。  
+印は現在潮位が上昇中であることを表します。  
沖合での観測値であり、沿岸では津波はさらに高くなります。

青森八戸沖	第1波観測時刻	11日14時51分	押し
	これまでの最大波	11日14時52分	1.0m
岩手釜石沖	第1波観測時刻	11日14時50分	引き
	これまでの最大波	# 11日15時10分	4.1m

《伝達文例》

警報が発表された沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。到達予想時刻は、予報区の中なかで最も早く津波が到達する時刻です。場所によっては、この時刻よりもかなり遅れて津波が襲ってくる場合があります。到達予想時刻から津波が最も高くなるまでに数時間以上かかる場合がありますので、観測された津波の高さにかかわらず、警報が解除されるまで安全な場所から離れないでください。これ以外の沿岸でも、若干の海面変動があるかもしれませんが、被害の心配はありません。詳しくは津波予報（若干の海面変動）を参照ください

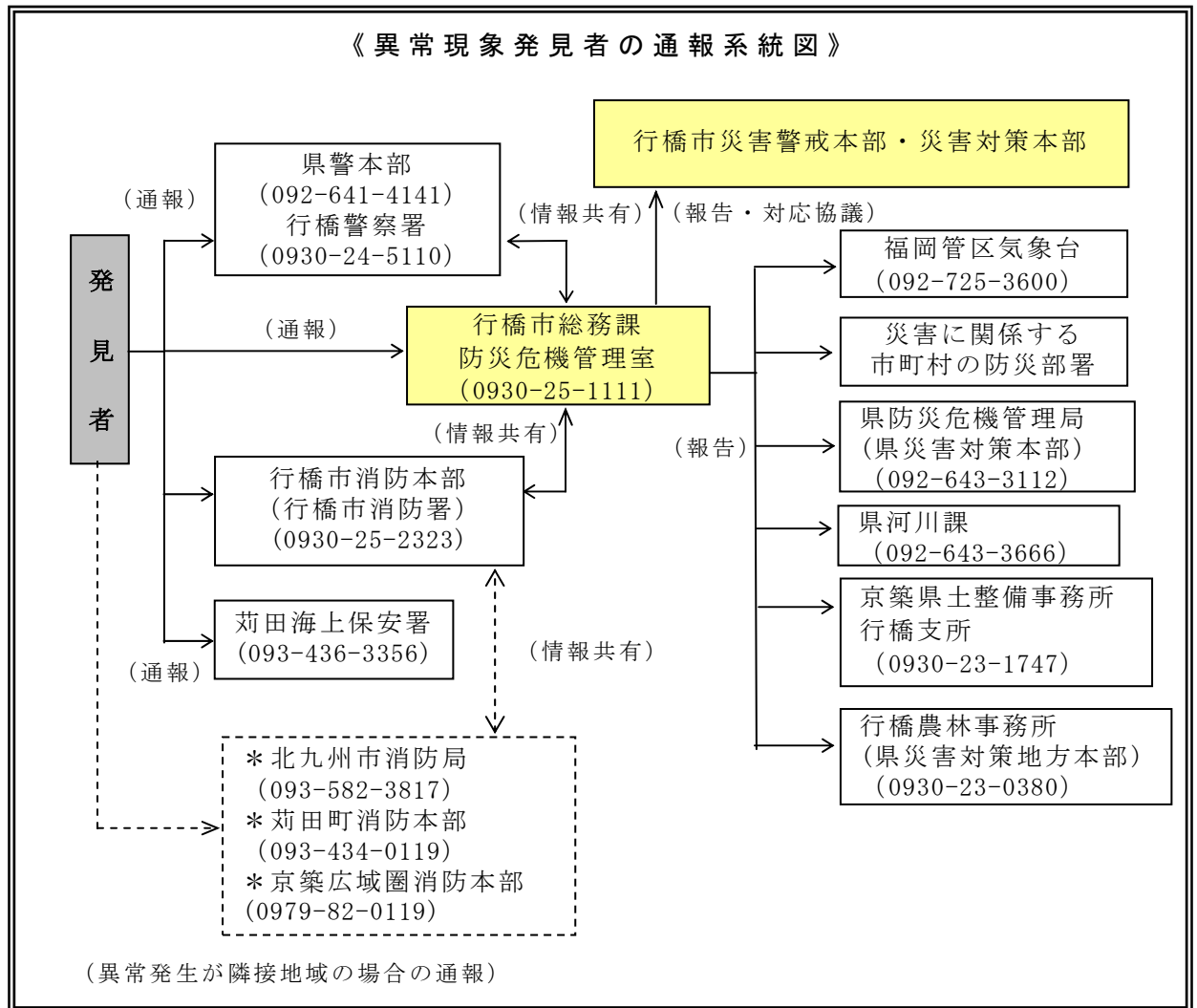
【出典：気象庁ホームページ 津波警報等の情報文の変更の概要】

(3) 消防庁の全国瞬時警報システム（J-Alert）

全国瞬時警報システム（J-Alert）による地震情報は、最大震度 5 弱以上と推定された場合において、地震の発生時刻、震源の推定値、震央の地名、震度 4 以上と推定される地域名について速報を行っている。市は、本システムの積極的な運用と整備推進を図り、同報系防災行政無線を自動起動して住民等に緊急情報として瞬時に伝達する。

3. 異常現象等の通報（基本法第 54 条）

- 1) 地震及び津波に関する異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を市長または警察官、海上保安官に通報しなければならない。
- 2) 異常な現象等の通報を受けた警察官または海上保安官は、その旨を速やかに市長に通報しなければならない。
- 3) 異常な現象の通報を受けた市長は、福岡管区気象台及び県（防災危機管理局、京築県土整備事務所行橋支所、行橋農林事務所）その他関係機関に通報しなければならない。
- 4) 異常な現象とはおおむね次に掲げる自然現象をいう。
  - ア. 地震に関する事項：群発地震（数日間以上にわたり頻繁に感ずるような地震）
  - イ. 津波に関する事項：南海トラフによる巨大地震（東海・東南海・南海地震等の海洋型地震）に伴う現象と考えられる異常な潮位現象など
  - ウ. その他に関する事項：通報を要すると判断される上記以外の異常な現象（例えば、地域的な井戸群の枯渇や突然の湧水などの地下水の異常または連続した地割れや陥没などの明らかに広域的な地下の異常に起因すると考えられる地盤の変状等）



#### 4. 市から住民への周知方法

市は地域防災計画に基づき住民に対し、必要と認められる予報・警報だけでなく、予測される事態及びこれに対する取るべき措置の伝達周知を行う。

これらの一般的な周知方法は、次のとおりである。

##### (1) 直接的な方法

- 1) 防災行政無線(同報系)による放送
- 2) 電話・口頭による戸別連絡
- 3) 広報車による広報
- 4) サイレン等による伝達
- 5) インターネット(ホームページ)や電子メール(携帯メール)による伝達
- 6) 関係機関が所有する防災ヘリコプター等の資機材を活用した広域的な伝達

##### (2) 間接的な方法

- (1) 自主防災組織等を通じたの連絡
- (2) 消防団等を通じたの連絡

## 第2項 津波予報等の伝達系統

### 1. 津波予報

津波予報(津波警報及び津波注意報をいう。以下同じ。)とは、地震等により津波が発生または発生すると予想される場合に、福岡管区気象台または気象庁本庁が気象業務法に基づいて、その担当予報区域内の津波について一般及び関係機関に対して警戒を喚起するために行うものである。福岡管区気象台または気象庁本庁が津波予報を発表したときは直ちに防災情報提供装置等により、その予報事項を関係機関に通知することとなっている。

#### (1) 津波予報区及び担当気象官署

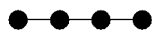
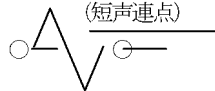



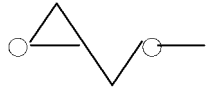


日本の沿岸は66の津波予報区に分けられ、福岡県沿岸は「福岡県瀬戸内海沿岸」、「福岡県日本海沿岸」、「有明・八代海」に分けられている。これらの予報区に対しては、日本近海(北海道、本州、四国、九州及び南西諸島の沿岸からおおむね600km以内)で発生した地震による津波予報については福岡管区気象台が、それより遠方で発生した地震による津波予報については気象庁本庁が担当する。

因みに、行橋市は「福岡県瀬戸内海沿岸」という津波予報区に属している。

#### (2) 津波予報の種類

津波予報には以下のようなものがあり、それぞれについて伝達のための標識が決められている。

- 1) 大津波警報：高いところで3mを超える津波
- 2) 津波警報：高いところで1mを超え3m以下の津波
- 3) 津波注意報：高いところで20cm以上1m以下の津波

《津波警報の種類と伝達標識》					
予報の種類		解説 (津波予報基準)	発表される津波の高さ	標 識	
				鐘 音	サイレン音
津波警報	大津波	高いところで3m以上の津波が予想されますので、嚴重に警戒してください。 (高いところで3mを超える場合)	「5m」 「10m」 「10m超」	(連点) 	(約3秒) (短声連点)  (約2秒)
	津波	高いところで2m程度の津波が予想されますので、警戒してください。 (高いところで1mを超え3m以下の場合)	「3m」	(2点) 	(約5秒)  (約6秒)
津波注意報		高いところで0.5m程度の津波が予想されますので、注意してください。 (高いところで20cm以上1m以下の場合であって津波による災害のおそれがある場合)	「1m」	(3点と2点の斑打) 	(約10秒)  (約2秒)
津波警報解除及び津波注意報解除				(1点2個と2点の斑打) 	(約10秒) (約1分)  (約3秒)

- (注) 1. 解説(津波警報・注意報基準)並びに発表される津波の高さについては、新基準としている。
2. 「津波の高さ」とは、当該津波の来襲地域において津波によって、潮位が高くなった時点におけるその潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位(平滑したもの)との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。
3. 平成19年12月1日から、従来の津波注意報(津波注意・津波なし)を、「津波注意報」、「津波予報(若干の海面変動)」及び「津波予報(津波なし)」に区分している。
4. 鳴鐘又は吹鳴の反復は、適宜とする。

(出典：福岡県地域防災計画地震・津波対策編(平成24年5月))

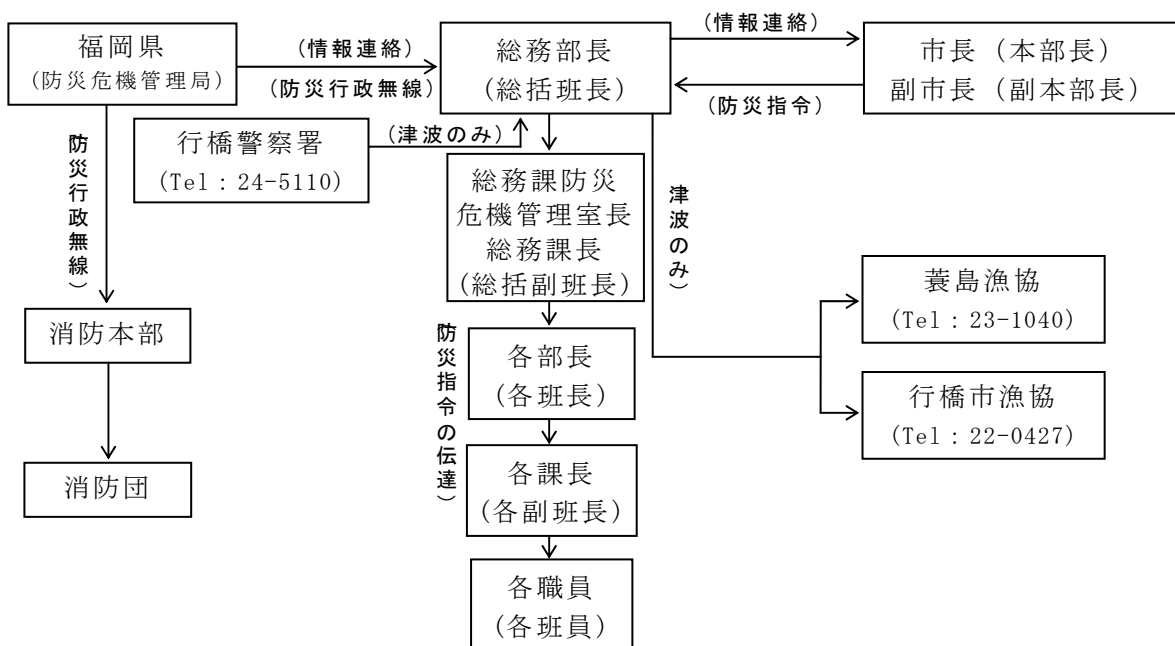
## 2. 津波予報等の伝達計画

- 1) 気象台が発表する地震情報や津波予報は、県知事からの伝達系統に従い、県防災行政無線にて市(総務課防災危機管理室)及び消防本部等に伝達される。
- 2) 地震情報や津波予報、異常現象の伝達を受けた職員は直ちに総務課防災危機管理室長及び総務課長に報告する。報告を受けた総務課防災危機管理室長及び総務課長は市長の指示を受けるとともに、災害対策本部を設置する場合はその指示等を各班に伝達する。
- 3) 災害対策本部設置後は、伝達系統図に従い各班長は副班長を通して各班員に指示を行う。特に、市域に近い海域での地震に伴った津波については、津波の到達までの時間が短いことも十分に想定されるため、人命の安全確保を第一とした避難や広報に関する指示の発出に努める。
- 4) 各班の班長や副班長が不在の場合は、それぞれ各班の次席者がその任務を代行する。
- 5) 関係機関への連絡は、原則として電話等にて行うこととするが、不必要な混乱を避けるため、連絡相手は各機関の責任者(あるいは責任者の指定した者)とする。
- 6) “**総括班**”(総括担当・広報担当)は、住民に広くかつ早急に伝達する必要がある場合には、防災行政無線または広報車等による広報を行う。時間的余裕のない場合は臨機応変に対処し、経過を速やかに上司に報告する。

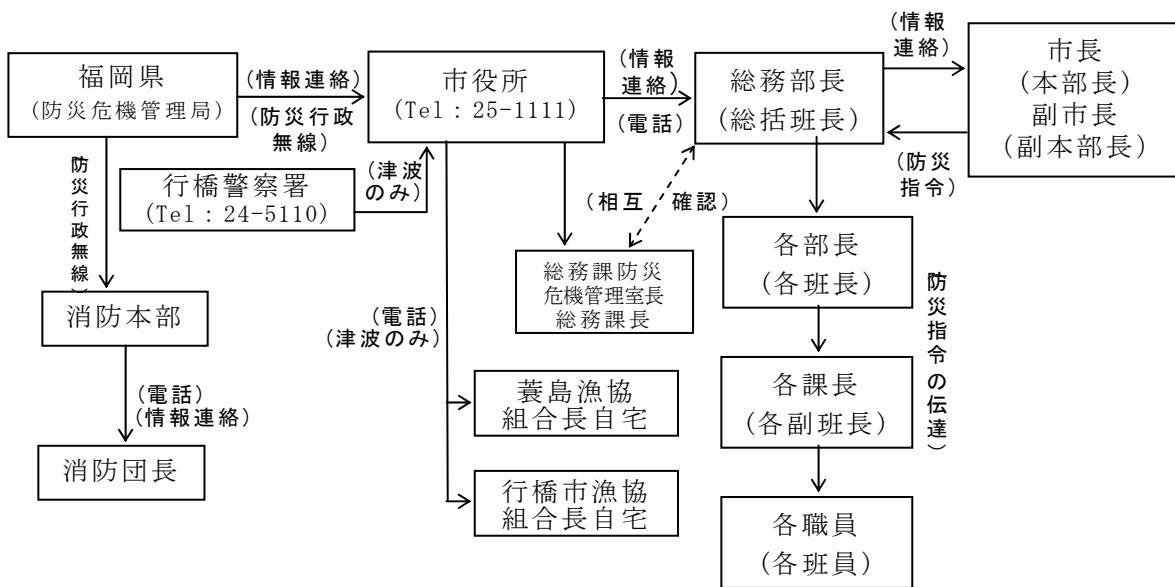


《地震情報や津波予報等の伝達系統図》

【勤務時間中】



【勤務時間外】



### 第3項 津波に対する措置

市は、地震を感じたときは、次の措置を行う。

#### 1. 海岸からの退避に関する広報や避難勧告・指示

市は、沿岸の住民、海水浴客、釣り人等に対し、防災行政無線や広報車等により、海岸から退避するよう広報する。また、以下の場合、市長は直ちに安全な場所に避難するよう勧告または指示を行う。その際、対象者に漏れなく、かつ避難行動要支援者にも配慮したわかりやすい伝達を心がけるものとする。

- 1) 強い地震(震度4程度以上)または長時間ゆっくりとした揺れを感じ、津波の到達について危険性が予想され、避難の必要を認める場合、もしくは津波警報や大津波警報を覚知した場合
- 2) 地震発生後、報道機関から津波警報や大津波警報が放送された場合。なお、放送ルート以外の法定ルート等により市長に津波警報や大津波警報が伝達された場合も同様とする。

#### 2. 河川沿いの低地からの退避に関する広報

海岸沿いから続く標高3～4mの低地（もしくは内湾に入り組んだ船溜まり等）においては、津波の河川遡上による河川堤防の破壊や浸水被害を受けるおそれがあるので、沿岸地域に到達した津波の河川遡上に備えて、河川付近の低地に居住する者等に対し、防災行政無線や広報車等により、次のようなとるべき行動を含め、該当する低地から退避するよう広報する。

《津波警報・注意報の分類と、とるべき行動》

津波警報・注意報の分類と、とるべき行動

	予想される津波の高さ		とるべき行動	想定される被害
	数値での発表 (発表基準)	巨大地震の 場合の表現		
大津波警報	10m超 (10m<高さ)	巨大	<p>沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。津波は繰り返し襲ってくるので、津波警報が解除されるまで安全な場所から離れないでください。</p> <p>ここなら安心と思わず、より高い場所を目指して避難しましょう！</p>  <p>津波防災啓発ビデオ「津波からにげる」(気象庁)の1シーン</p>	<p>木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。</p>  <p>(10mを超える津波により木造家屋が流失)</p>
	10m (5m<高さ≤10m)			
	5m (3m<高さ≤5m)			
津波警報	3m (1m<高さ≤3m)	高い	 <p>津波防災啓発ビデオ「津波からにげる」(気象庁)の1シーン</p>	<p>標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。</p>  <p>豊浜町提供(2003年)</p>
津波注意報	1m (20cm≤高さ≤1m)	(表記しない)	<p>海の中にいる人は、ただちに海から上がって、海岸から離れてください。津波注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしないでください。</p> 	<p>海の中では人は速い流れに巻き込まれる。養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。</p> 

- ・震源が陸地に近いと津波警報が津波の襲来に間に合わないことがあります。「揺れたら避難」を徹底しましょう。
- ・津波は沿岸の地形などの影響により局所的に予想より高くなる場合があります。より高い場所を目指して避難しましょう。
- ・地震発生後、予想される津波の高さが20cm未満で被害の心配がない場合、または津波注意報の解除後も海面変動が継続する場合には、「津波予報(若干の海面変動)」を発表します。

(出典：気象庁ホームページ)

(3) 海面状態の監視

福岡管区气象台から、何らかの通報が届くまで少なくとも30分は海面の状態を監視する。この場合、小丘(少なくとも標高30m以上の小丘)の頂上や高層ビルなど高所からの監視等の安全措置を講じた上で海面監視体制をとるとともに、関係機関からの情報入手及び通報伝達体制等を確立する。なお、異常を発見した場合は、状況に応じて、海浜等に滞在しているものに対して早期退避を呼びかけるとともに、県、警察及び関係機関に通報する等の措置を講ずるものとする。